

四日市市病院告示第 1 号

市立四日市病院総合評価方式試行要綱を次のように定める。

平成 27 年 1 月 1 日

四日市市病院事業管理者 一宮 恵

市立四日市病院総合評価方式試行要綱

( 目的 )

第 1 条 この要綱は、市立四日市病院の総合評価方式の試行について必要な事項を定めることを目的とする。

( 準用 )

第 2 条 総合評価方式の試行については、別に定めるもののほか、四日市市総合評価方式試行要綱（平成 20 年四日市市告示第 363 号）の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。